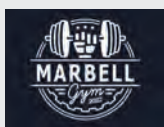




《今月の笑顔》



MARBELL GYM

たなか さら
田中沙羅さん



法人会 ～2025年度税制改正要望事項～

中小法人の「頑張り」にこたえる仕組みづくりを！



タックスコーナー

「書類の送付先が変わります」



実践税務調査

「期末使用人未払金賞与が否認された事例」





～2025年度税制改正要望事項～ 中小法人の「頑張り」にこたえる仕組みづくりを！

税制委員会では、会員の皆様のご意見も伺いながら、約3ヶ月をかけて2025年度税制改正要望事項をとりまとめ、5月初旬、東京法人会連合会に提出しましたので、その内容について以下にご紹介します。

今後、当法人会をはじめ、全国の法人会から寄せられた要望事項を全国法人会総連合がとりまとめ、本年10月の法人会全国大会（鹿児島大会）で、2025年度税制改正に関する提言が発表されることとなっています。



2023年度 法人会全国大会「群馬大会」

1 中小企業の賃上げに対する政府の支援について

◇適正、かつ、円滑な価格転嫁実現のための大企業に対する指導・監督の強化

原材料費等の高騰に対して十分な価格転嫁ができないことが、中小法人の賃上げを妨げる大きな要因となっている。

また、中小法人が業務改善等に取り組み、生産性向上の成果をあげても、取引先による単価引き下げ圧力に打ち消され、その果実が手元に残らないといった問題も指摘されている。この場合、単に、価格転嫁ができるか否かという枠を超え、中小法人が持っている本来の価値そのものを損なうことになりかねない。

昨年秋以降、公正取引委員会が、中小法人の価格転嫁を支援する姿勢を明確にするなど、良い変化も見られるが、一時的な対応とならないよう、継続的な指導、監督を要望する。

◇賃上げに取り組む中小法人に対する社会保険料軽減制度の導入

社会保険料の負担は、中小法人が賃上げをためらう要因のひとつである。企業の業績に関係なく負担が生じる社会保険料の軽減は、税制面の優遇を遥かに上回る効果が期待できる。一定の賃上げを実施した中小法人に対する、社会保険料の軽減措置の導入を要望する。

◇賃上げ促進税制の利用要件の緩和

賃上げ促進税制について、既に一定額以上の高額な給与等の支払いを受けている雇用者を賃上げ率算定の対象から除外する、賃上げ率を単年度ではなく3年間程度の複数年度にわたる実績から判断する等、利用に向けた要件の緩和を要望する。

2 法人税率の軽減措置の拡大、恒久化について

◇中小法人に対する法人税率の軽減措置適用所得金額の大幅な引き上げ

資本金1億円以下の企業に適用される法人税率の軽減措置について、800万円となっている適用所得金額を1600万円まで引き上げ、かつ、これを恒久化することを要望する。

3 交際費の損金算入限度額の拡充について

◇中小法人への交際費課税の特例の恒久化と限度額の引き上げ

中小法人にとって、交際費の有効活用は販売促進に向けた貴重な手段であり、また、交際費による支出拡大は、地域経済の活性化にも直結する。

2024年度、交際費等から除かれる飲食費等が一人当たり5千円以下から、1万円以下に拡充される改正が行われたが、昨今、価格が高騰しているのは飲食費だけではない。交際費のうち、800万円までを全額損金算入可能とできる特例の恒久化と、限度額の引き上げを要望する。

4 緊急時などの支援策のあり方について

◇緊急時における補助金申請手続きの簡略化と支給決定の迅速化

感染症、自然災害など、企業の存続や、その経営者、従業員の暮らしに対する脅威が生じた場合に備え、必要な補助を迅速に行える体制の整備を要望する。

併せて、苦境に陥った企業だけでなく、危機下にあっても、堅調な業績を維持する企業に対しても、その努力と貢献に報い、一定の目配りを忘れないでいただきたい。その際、法人会など、あらかじめ指定された団体の会員について、補助金

等の申請手続きの簡略化を認めることも検討すべきである。

◇中小法人の事務負担回避の取り組みについて

政府は、2024年6月より、所得税・住民税の定額減税を実施するが、中小法人をはじめ、民間に事務負担を強いる部分が多い。また、1回限りの施策のために、国税当局も解説パンフレットを作成し、これを各事業所に郵送するなど、減税のために多額なコストを要していると推察する。

今後、こうした経済対策や支援策の実行に当たっては、民間への過度な事務負担や、行政コストの増加を極力、避ける方法で検討されるべきである。

5 消費税について

◇インボイス制度「2割特例」の恒久化

インボイス制度への登録に伴い、新たに課税事業者となる者に対する激変緩和措置（納税額を売上税額の2割に抑える特例）が3年間の期限付きで設けられた。この特例は、基準期間の課税売上高が1千万円以下の場合に適用されるため、法人として事業を営んでいる場合、自身がその対象となるケースは少ないと思われる。しかし、取引先の個人事業主等が2割特例の適用対象になることは十分に考えられる。こうした事業主が特例導入により、インボイス登録事業者を選択しやすくなれば、発注する企業側にとっても、仕入れ税額控除の要件を満たす取引が増え、税負担の軽減に結びつく。こうした観点から、基準期間の課税売上高が1千万円以下の者については、恒久的に2割特例の適用を選択できるよう要望する。

6 税制、税務に関する周知広報のあり方について

◇端的でわかりやすい税務広報の充実

身近な場面での税の使われ方などについて、周知広報をもっと徹底すれば、納税者の誤解や不信が減り、納税意識の高揚につながると考える。

法人会が税務関連の広報に協力することは当然として、税務当局に対しても分かりやすい広報のあり方について探求し、実行していくことを要望する。

7 その他

◇e-Tax利用率100%を目指した取組の強化

納税者の利便性の向上と行政の効率化推進のため、電子申告・納税制度（e-Tax）については、利用率100%を目指して普及推進を図るべきである。このため、より一層のシステムの操作性向上に取り

組むとともに、関与先よりe-Tax利用の依頼を受けた税理士については、漏れなくその要請に対応するよう、政府からの強い働きかけを要望する。

◇国家の活力維持を目指した、効果的な子育て支援策の実施

政府は、子育て支援について、異次元の対策を講じるとしている。国民の考え方が多種多様になる中、支援のための財源についても様々な意見がある。しかし、いちばん大切なのは、確実に効果が見込まれる対策を、早急に確立することである。対策が功を奏すれば、将来の長きにわたり、税収確保や、社会保障制度の維持に絶大な効果をもたらすことが期待できる。子育て支援は、目先の財源問題を超越した、国家規模の先行投資であるという視点に立ち、精力的な取り組みを要望する。

◇国内企業株式等への投資の促進について

本年1月から新NISA制度が始まり、個人の投資先として外国株式や、外国株式により構成されるETFが注目されている。日本人の資金が海外に流出するのは、日本企業の価値を高め、成長を促していく上で好ましくなく、為替面でも過度な円安を助長する可能性がある。

日本人が国内企業の株式に投資した際の配当、及び、売却益に対する税率の軽減、NISAによる非課税枠拡大などの手法により、日本人の投資を国内企業に呼び込むための取り組みの実施を要望する。

◇先進的事業等を展開する中小法人に対する公的支援の促進について

世界をリードする先端技術の育成・強化や、国内における天然資源開発の強化などを目的に、国益に大きく寄与することが明らかな事業を展開する企業は、中小法人の中にも存在する。これら企業に対し、積極的に公的資金を投入できる仕組みづくりを要望する。これにより、将来的な税収の増加も期待できると考える。

◇M&Aに伴うキャピタルゲイン課税のあり方について

2023年度税制改正において、一定の額を超えたM&Aキャピタルゲインに対する課税強化が決定している。地域に根差し、価値ある事業を展開する中小法人が存在し続けることは、雇用を含む地域経済の維持、活性化に不可欠である。経営者が事業承継の進め方について様々な判断を行うにあたり、税の仕組みがその選択肢を狭めたり、障害になったりすることのないよう、いま一度、十分な検討が行われるべきである。

活動報告会レポート

各地区で「活動報告会」を開催

2023年度の事業報告・決算報告、2024年度の事業計画・収支予算について、会員の皆さまにご報告する活動報告会が、4月から6月にかけて各地区、部会で開催されました。

地区により、「税務説明会」や「経営セミナー」などを併せて開催しています。今号では5月に開催された6地区についてご紹介します。

元八地区



5月14日、税務説明会、報告会、懇親会を、元八王子一丁目公会堂において開催。6月開始の「所得税定額減税」への対応について、東京税理士会八王子支部所属税理士・宮田学氏に事例を交えながら実務に沿う形で分かりやすく解説して頂きました。

報告会では、研修事業、夏の「社員・家族の集い」、「会員交流バスツアー」など地区独自の企画や、研修事業についての企画も報告されました。新会員の方のご参加の中、交流会では貴重な交流の機会となりました。

中央地区

5月15日、八王子エルシィにて、「活動報告会」と「ITセミナー」の二部構成で開催されました。活動報告会では、2023年度においては、研修事業・交流事業をそれぞれ4回（計8回）開催し、大変活発な活動が出来たことが報告されました。2024年度においても、研修事業と交流事業のバランスを考え、会員の皆さんに有益な活動をしていきたいとの報告がありました。ITセミナーでは、講師がプロジェクターに投影した実際の画面を見ながら、『chatGPT』を利用するメリット・注意点について学びました。



本部地区



5月24日、税務説明会、報告会を法人会事務局会議室にて開催（懇親会は八王子エルシィにて開催。）「2024年度の税制改正と所得税定額減税」について、八王子税務署・西尾審理官に解説して頂きました。

報告会では、新井地区会長より、会員交流を大いに図れたことの報告と共に、今年度も研修会・交流会へ多くの方にご参加いただける、魅力ある内容を企画する旨の説明がありました。

活発な活動報告と魅力的な内容を企画

南地区



5月15日、本格中華料理が自慢の海苑にて、「活動報告会」と「交流食事会」の二部構成で開催されました。活動報告会では、2023年度においては、研修事業を6回、交流事業を4回（計10回）開催し、ほぼ毎月事業を開催したことが報告されました。2024年度においても、会員の皆さんに喜ばれる事業を実施していくとの報告がありました。6月と7月の事業については、既に具体化されているため、交流食事会の場でPRならびに、参加への呼びかけを行いました。また、今回初めて地区の事業に参加された方もいらっしゃり、新しい交流が広がりました。

東地区

5月20日、八王子エルシイにて、「税務セミナー」「活動報告会」そして「交流食事会」の三部構成で開催されました。税務セミナーでは、『2024年度の税制改正について』そのポイントを学びました。その中で、“所得税・個人住民税の定額減税”の部分については、参加者の関心が高く、多くの質問が出ました。活動報告会では、研修事業を5回・交流事業を7回（計12回）開催し、研修事業においては“税務セミナー”をはじめ、教養セミナー・健康セミナー・ITセミナーと、幅広い内容で開催したことが報告されました。



多賀地区



5月10日、活動報告会、税務説明会、会員交流会の三部構成で、「コミュニティサロンびおら」にて開催されました。

税務説明会では、八王子税務署の西尾審理官が、税制改正について、渡邊審理官が、所得税定額減税について、とてもわかりやすく、丁寧なご説明をいただきました。

説明会終了後は、美味しいお料理を囲み、和やかな雰囲気での会員交流会となりました。

“インフレ時代のお金の増やし方”について学ぶ 資産形成セミナーを開催

「インフレ時代に新NISAは必須!! 会社と社長個人のお金の残し方と増やし方」と題し、開催した「資産形成セミナー」。今回は題名のとおり、参加対象を“経営者”に絞っての開催となりました。

“お金持ちの社長と、そうでない社長の6つの違い”についての説明がありましたが、その中の一つとして、「個人のBSとPLを作成しているかどうか」ということがあげられました。皆さんはいかがでしたでしょうか？ また、法人と個人の資産が見える化させる重要性、人生目標から逆算する「ゴールベースプランニング」を取り入れる必要性など、細かい数字を基に、具体的な解説をしていただきました。



▲講師：株式会社日本PBパートナーズ 代表取締役
シニア・プライベートバンカー 松田浩吉氏

参加者一人一人が壇上でスピーチする実践的な“スピーチセミナー”を開催

上手なスピーチとは、自分の中で「上手くいった」と満足するのではなく、聞いてくれている人が「良かった／心に残った」と感じてくれることです。それから、次の“やってはいけないこと”をやってしまうのもNG。一つ目として、「決められた時間を守らない」、二つ目が「話始める前に言い訳をすること」、これらの点を注意するだけでも、上手なスピーチに近づきます。

また、「相手に考える時間を与えながら話すこと」「“えーと”や“あのー”という言葉は使わないこと（← 本気や本音で話をしている時は出てこない言葉だそうです）」など、ちょっと注意することで、より上手なスピーチになりますと、講師からの、これらのアドバイスを踏まえ、一人ずつ前に立って、実際にスピーチをしていただいた実践的な今回のセミナーは、参加された方から、話し方のコツが分かりましたと、好評をいただきました。



▲講師：高田式製作所 代表
共感スピーチトレーナー 高田敬久氏

期末使用人未払金賞与が否認された事例

～ 実践 税 務 調 査 ～

税理士 牧野義博

会社給与規定により、「支給日に在職する使用人のみ賞与を支給する」とした場合



調査官 期末に使用人賞与を未払金処理していますね。



担当者 法人税法施行令第72条の3（使用人賞与の損金算入時期）第2号の賞与に該当していますので、問題はないと思います。



調査官 つまり、その支給金額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしているのですね。



担当者 はい、そのとおりです。



調査官 ちなみに、通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払われていますか？



担当者 はい、支払っています。



調査官 それでは給与規定を確認させていただきます。これによると、賞与の支給日に在職する使用人のみに支給するとありますね。



担当者 それが何か問題ですか。



調査官 支給額の通知をした使用人が支給日までに退職した場合には、賞与を支給しないという解釈でよろしいですか？



担当者 はい、そうです。



調査官 実際にこのケースが適用されたことがありますか？



担当者 はい、あります。



調査官 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与である場合の使用人賞与は確定債務と認められます（法人税法施行令第72条の3第1号賞与に該当する場合）。従って、期末の未払賞与は認められますが、そのためには支給日に使用人が退職していても当然確定債務ですから支払わなければなりません。しかし、給与規定では支給しないと明文化されていますし、実際に支給されていない事例が発生しています。つまり、確定債務が崩れてしまいましたので、この未払賞与は損金に算入することができません。



担当者 それでは支給されなかった該当者分は否認されるということですか。



調査官 いいえ、そうではありません。通知をした全ての使用人に対し1月以内に支払っていることの要件を満たさなくなりますので、支給されなかった賞与の金額だけでなく、賞与の総額そのものが未払処理できません。



担当者 仮に、退職者がいなかったのに、通知をした金額を全額支給していた場合にはどうなりますか。



調査官 給与規定に従い、通知をした支給額について退職した場合には賞与を支給しないこととなりますので、賞与総額が未払処理できません。給与規定を根本から見直す必要があります。



担当者 未払処理した翌事業年度において、業績悪化により賞与の一部を減額して支給をした場合はどうですか。



調査官 使用人に通知したことにより金額が確定されていたのが、前提となる要件が崩れてしまいますね。債務の確定が崩壊しましたので、未払金処理により損金算入された支給額は否認されます。



■ 筆者紹介

牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。

東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査 1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）

ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

書類の送付先が変わります

令和6年7月10日から「東京国税局業務センター武蔵府中分室」において八王子税務署・青梅税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和6年7月10日以降、上記各税務署管内の皆様が申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター武蔵府中分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛 先

東京国税局業務センター武蔵府中分室
《郵便番号》183-8510 ※電話番号と間違えないようご注意ください
東京都府中市本町4丁目2番地

ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 電話による税務相談や申告書、申請書及び添付書類等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。

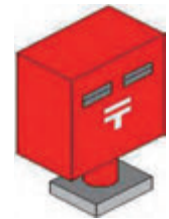


八王子税務署・青梅税務署 管内の皆さまへ

- **令和6年7月10日以降**、税務署の一部の内部事務（申告書の入力処理や電話・文書による照会など）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。
- 申告書、申請書及び添付書類等の書類を**郵送で提出される場合**は、下記の業務センター宛てに送付していただきますよう御協力をお願いいたします。

宛 先 〒183-8510（※電話番号ではありません）東京都府中市本町4丁目2番地
東京国税局業務センター武蔵府中分室

対応業務	税務署	業務センター
e-Tax（データ）で申告	○	×
書面で申告		
持参して提出	○ 管轄税務署の窓口や 時間外収受箱に提出できます	×
郵送で提出	—	○ 業務センターで申告書の入力処理を行うため、 業務センター宛てに郵送をお願いします
電話・面接による税務相談	○ 事前に予約が必要です	×
申告書や申請書の窓口 備付けや郵送による送付	○ 従前どおり対応しております	×
納税証明書の交付 現金による国税の納付	○ 従前どおり対応しております	×
業務センターからの電話 や文書による照会	—	○ 責任者名が税務署長のほか 東京国税局長となる場合があります



内部事務の
センター化は
こちら



知財多摩だより

～商標のよくある失敗～

商品のネーミングは、その売れ行きを大きく左右します。靴下の名称を「フレッシュライフ」から「通勤快足」に変えたところ、売上げが大幅アップしてヒット商品になった話は、今も伝説のように語られています。

そんな商品の名称（商標）が勝手にマネされないように、商標の登録制度があることはご存知でしょう。しかし正しい知識をもたないと、トラブルを招くこともあるので、知らなかったでは済まされない、商標のよくある失敗を、3つご紹介します。

<失敗1> 調査をせずに商標を使用していたら、訴えられた！

事前調査をせずに自社商品に使用していた名称が、同業社の登録商標と似ていた場合、同業社から訴えられるおそれがあります。使用前に、似た商標が無いかわかり調査をしましょう。

<失敗2> 昔から使用していた商標を登録していなかった!!

有名な商標を除き先使用权はありません。このため、先に使用していた者が、同じ商標を登録した他社から、訴えられるケースが実はあります。昔から使用していても商標登録することをお勧めします。

<失敗3> 更新を忘れた!!!

10年ごとに商標権を更新することができます。しかし10年もあるため更新手続きを失念するケースが本当によくあります。

大切な商標を守るために、このような失敗がないように注意しましょう。困ったときは、知的財産の専門家である弁理士にご相談ください。無料相談もあります。（<https://jpaa-soudan.jp>）

キラリ輝く! 会員企業

Vol 48



株式会社 住まいの東城

勤務先の不動産会社で2回の倒産を経て独立し、開業40周年

不動産会社へ勤務するサラリーマン時代の当時、2回の倒産を経験した20代後半の中嶋社長は、一大決心で独立開業を目指して、宅建の資格を取得します。無事に資格取得し、「株式会社住まいの東城」を開業。会社名の由来は、「東京のお城」をイメージして名付けたそうです。会社は自宅兼事務所として、元本郷町に構えました。開業40周年となり、元本郷町はもとより、西八王子駅周辺を主に「不動産物件の販売、賃貸」を中心とした事業展開をしています。

「不動産の万相談」をモットーに、お客様に寄り添う仕事を心掛けます

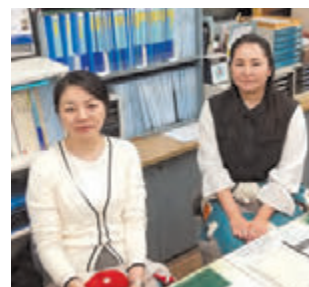
中嶋社長が38歳の時に「町内会理事」に就任したことで、転機を迎えます。法人会本部地区副会長や八王子防火防災協会の会長を務める現在。「町内会理事に就任した頃をきっかけに、様々な方と接するようになり、多くの相談を受けるようになりました。そこから仕事に結びついていきました。」(中嶋社長)「不動産の万相談」をモットーに、お客様からご近所さんまで、沢山の方から相談を受ける中嶋社長。「不動産以外の内容も多く、出来る範囲内でアドバイスさせて頂いています。皆さまから24時間365日、携帯電話にかかってきます。これからも、お客様に寄り添う仕事を心掛けます。」という中嶋社長の言葉で、取材を終えました。



自宅兼事務所を構え40年、現在の重厚感ある建物は30年を迎えます



中嶋社長は毎朝神棚にご祈祷し、仕事を始めます



事務所には沢山の感謝状など賞状が飾られています



中嶋社長含め4人のスタッフでお客様をお迎えします

〒192-0051
八王子市元本郷町1-14-2
電話: 042-626-8553
FAX: 042-626-8995
<http://www.sumaino-toj.com/>

営業時間
9:00~17:00
定休日
毎週水曜日/毎月第1火曜日



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、「MARBELL GYM」を訪問し、代表の寺島拓さん、田中沙羅さんにお話を伺いました。

▼八王子駅北口から徒歩7分、京王八王子駅から徒歩1分にある「MARBELL GYM」は、13種類のトレーニングマシンを揃えた完全個室のパーソナルトレーニングジムです。

▼表紙に登場いただいた田中沙羅さんは、管理栄養士の資格所持者でもあり、お客様へ食事指導を行っています。お客様個々の状態のデータ確認を行い、寺島代表がお客様へ、食事指導やアドバイスをする際の情報を伝えています。「資格者としての確かなアドバイスが出来るよう心がけています」(田中さん)「食事指導は、LINEを通して行い、細かなご質問などはトレーニングの際に直接行っております。世間の情報は誤った情報もありますので、正しい情報をご提供し、より良いダイエット方法を習得していただければと思います」(寺島代表)

▼食べることが好きという田中さん。「ジムで体を動かしたり、栄養管理をしながら、楽しく食べています。ジャンクフードも食べますよ」(田中さん)

▼「初心者や未経験の方も大歓迎です。むしろお客様の大半が初心者の方ですのでご安心ください。また、年齢や性別にとらわれることなく、様々な方に安心してご利用できる設備を整えています。運動経験が少なく、体を動かす事に抵抗がある方にも、お客様個々に合ったトレーニングメニューで、間接への負担がやさしいトレーニングもありますのでご安心ください。理想の身体、健康作りをサポートさせていただきます」(寺島代表)

▼数種類のフレーバーから選ぶことが出来るプロテインや、ミネラルウォーターは、ご利用時に無料で利用す



たなか さら
田中沙羅さん

代表
てらしま たくみ
寺島 拓さん

ることが出来ます。また、マイシューズやウェアなどの収納可能なロッカーは、お客様専用のものが用意されており、自由に保管することが出来ます。仕事帰り、お出かけ前などと言った、手荷物がかさばらないスタイルで通うことも可能です。

▼「プライベート性がありますので、周りの目線も気になることはありません。積み重ねにより、実際の体の変化を感じることが出来ます。ゼロから1にするには勇気がいりますが、是非、最初の一步を踏み出して頂ければと思います」(寺島代表)

〒192-0046
八王子市明神町4-1-2
ストーク八王子202
電話：03-5860-4122
<https://marbellgym.com/>



～健康経営への第1歩～ 法人会の“生活習慣病健診”

法人会では7月と12月の年2回、会員企業の役員、従業員を対象とした生活習慣病健診を実施しています。

7月開催分の予定は右記の通りとなっており、別途、郵送にてご案内をさせていただきました。詳しくは健診実施機関の、全日本労働福祉協会へお問い合わせください。

*本誌をご覧の時点で既に受付を終了している日程がある場合はご容赦ください。



《生活習慣病健診 開催日程》

- ① 7月 1日(月) 石川市民センター
- ② 3日(水) 元八王子市民センター
- ③ 4日(木) 由井事務所
- ④ 5日(金) 由木中央市民センター
- ⑤ 18日(木) 八王子エルシィ
- ⑥ 19日(金) 八王子エルシィ(レディースデイ)
- ⑦ 23日(火) 八王子エルシィ

【お問合せ】全日本労働福祉協会 ☎03-5767-1714

発行者 公益社団法人 八王子法人会
編集者 公益社団法人 八王子法人会
発行所 公益社団法人 八王子法人会
第49巻 第3号通 巻523号

会長 清宮 仁
広報委員長 小林 一 仁
東京都八王子市大横町14-25
電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

発行日 令和6年6月5日
印刷 スズキ美術印刷(株)
東京都八王子市南町9-8
電話(042)626-2600(代)

ヤマドリゼンマイ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

本州中部以北の山地帯に見られる。この地方では陣場山、そして奥多摩の一部に生えるが、個体数はごく少ない。多年生のゼンマイ科の大型シダ植物で、葉は冬には枯れる。葉全体が40〜60センチの長楕円形で、先端はややとがる。

本州中部以北の山地では高層湿原のようなどころに広く自生しているのを見るが、こちらあたりではとくに珍しいものと言えよう。神奈川県箱根でもごく一部にその自生が知られている。

栄養葉と胞子葉があり、株上に共生して生える。栄養葉は全体にわたって赤褐色の綿毛をかぶり、先端はややとがる。

胞子葉はやや小型で、全体に黒っぽい毛のまじった褐色の綿毛をかぶっている。

若葉を乾かして食用とする地方があるというが、この地域ではいわば貴重種で、特に大切にしたい植物の1つである。とても食用などにはできない。40年ほど以前、昼頃、我が家の母家の部屋に大形のガラスを粉々にくだいて打ち破り、飛び込んだ大形の鳥があった。完全に絶命していた。じつにヤマドリだった。

集まった人達の話のいろいろ聞くと、どうも他の大きな鳥に追い飛ばされたのだろうと言ったことになった。

これをどうしたらよいだろうかという話になったが、野鳥の研究をしている私の友人に届けることになった。手にとつて見たこともないということだといへん喜ばれた。

